

令和8年度納期カレンダー

月	納期限	市税				市料金など			
		軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市県民税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護 保険料	水道料金 下水道使用料	下水道 受益者 負担金
4月	4月30日(木)							4月請求分	
5月	6月1日(月)	全期	第1期					5月請求分	
6月	6月30日(火)			第1期				6月請求分	第1期
7月	7月31日(金)		第2期		第1期	第1期	第1期	7月請求分	
8月	8月31日(月)			第2期	第2期	第2期	第2期	8月請求分	第2期
9月	9月30日(水)				第3期	第3期	第3期	9月請求分	
10月	11月2日(月)			第3期	第4期	第4期	第4期	10月請求分	第3期
11月	11月30日(月)				第5期	第5期	第5期	11月請求分	
12月	12月25日(金)		第3期		第6期	第6期	第6期	12月請求分	
1月	2月1日(月)			第4期	第7期	第7期	第7期	1月請求分	第4期
2月	3月1日(月)		第4期		第8期	第8期	第8期	2月請求分	
3月	3月31日(水)				第9期	第9期	第9期	3月請求分	

口座振替日

- ★ 納期限は原則月末です(12月は納期限が25日になります)。
- ★ 全納振替は、各税目の第1期に年税額を振替します。
- ★ 水道料金・下水道使用料以外は、口座振替日に振替できなかった場合の再振替はしません。
振替不能をお知らせするはがきで、直接納付してください。

問い合わせ

◇市税に関すること

・市県民税、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税
税務債権課 TEL 58-2206

・国民健康保険税

保険年金課 TEL 58-2236

◇後期高齢者医療保険料に関すること

◇介護保険料に関すること

保険年金課 TEL 58-2236

◇水道料金、下水道使用料に関すること

上下水道お客様センター TEL 58-2260

下水道受益者負担金に関すること

上下水道課 TEL 58-2261

口座振替による納付が便利です

申込は市内の金融機関もしくは市役所、寺井・根上サービスセンターに依頼書がありますのでご利用下さい。